

### 第3章 国内外の常習飲酒運転者対策の状況

#### 第1節 国内の対策について

国内においては、これまでの交通安全対策、健康増進策、アルコール依存症への治療などを通じて、施策が講じられているところである。

特に、交通安全対策としては、以下の図に示すとおり、平成18年9月15日に「飲酒運転の根絶について」を交通対策本部において決定するほか、常習飲酒運転者対策を進めるため、平成19年4月26日には交通対策本部において、「常習飲酒運転者対策推進会議」の設置を決定し、同会議において「常習飲酒運転者対策の推進について」を平成19年12月26日に決定している。

関係省庁においては、それらを踏まえ、飲酒運転の根絶及び常習飲酒運転者対策に取り組んでいるところである。

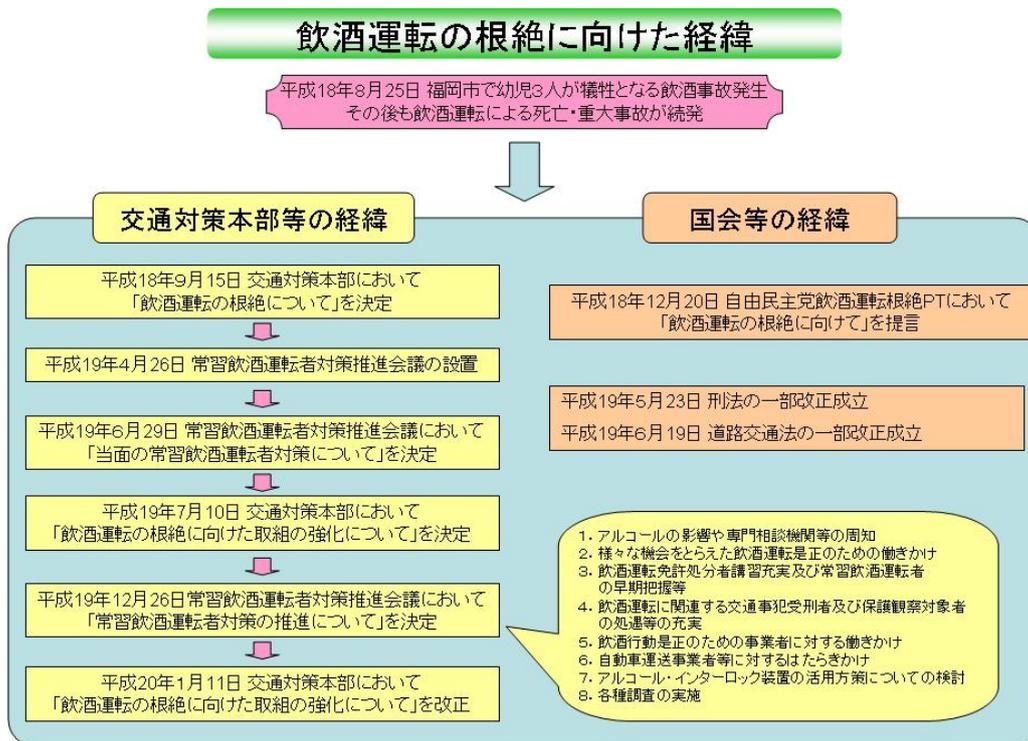


図 3.1 飲酒運転の根絶に向けた経緯

これらを踏まえて、現在どのような施策が講じられているのか、これまでにどのような施策が講じられてきたのかを各府省庁に調査した結果は次のとおりである。

(1) 「常習飲酒運転者対策の推進について」を踏まえ、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの

1) 内閣府

- ・ 専門相談機関、専門医療機関の周知  
都道府県の交通安全対策担当に周知
- ・ ホームページを活用したアルコールが身体に及ぼす影響等についての広報啓発  
関係するホームページなどをリンク
- ・ 酒類業組合等に対する要請  
飲酒運転の根絶にむけ、適正飲酒の積極的な広報を要請
- ・ 損害保険業界団体に対する要請  
飲酒運転については本人の怪我や車の損害は保険の対象とならないものがあること等についての周知を図るよう要請
- ・ 常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究  
総合的な常習飲酒運転者対策のあり方等についての検討を実施
- ・ 海外における常習飲酒運転者対策の事例の調査  
欧米の飲酒運転対策を調査

2) 警察庁

- ・ アルコール依存症の専門相談機関等の情報提供  
都道府県警に対しアルコール依存症の専門相談機関等の情報提供を行い、その活用を指示
- ・ アルコール依存症に関する正しい知識の普及・啓発  
アルコール依存症に関する知識の普及・啓発用リーフレットを配付し、その活用を指示
- ・ 飲酒学級の講習内容の充実  
停止処分者講習における飲酒学級の拡充及び飲酒学級等における講習内容の充実を実施
- ・ 常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究  
処分者講習等の受講者に対し実態調査を実施し、講習効果の検証と内容の改善に向けた検討を実施

3) 法務省

- ・ 飲酒運転事犯受刑者に対する処遇の充実  
民間自助グループによるグループワークの実施拡大や飲酒問題に対応した新たな処遇プログラムの開発・実施
- ・ 飲酒運転事犯者に対する保護観察の実施  
飲酒運転事犯者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、指導監督を強化

4) 厚生労働省

- ・ 「節度ある適度な飲酒」のあり方等についての普及・啓発  
「アルコールの影響と適度な飲酒について」の資料を都道府県、政令市、特別区、関係団体等に配布。

5) 国土交通省

- ・ アルコール・インターロック装置に関する技術課題検討のための調査  
装置が満たすべき技術的要件を規定した技術指針（案）等を取りまとめ

6) 防衛省

- ・ 常習飲酒運転者対策について防衛省内への周知  
交通対策本部決定等の周知

(2) 「常習飲酒運転者対策の推進について」によらないものであって、飲酒運転を根絶する観点からとりくんでいるもの

1) 人事院

- ・各府省に対する通知の発出

2) 内閣府

- ・交通安全シンポジウム「なくそう！飲酒運転」の実施
- ・第27回交通安全シンポジウム「飲酒運転の根絶を目指して」 家庭・職場・地域の果たす役割」の実施
- ・第29回交通安全シンポジウム「飲んだら、乗るまあ、乗らずまあ」～飲酒運転の根絶はあなたから～」の実施
- ・アルコールが心身に及ぼす影響や相談先を掲載したパンフレットの作成
- ・全国交通安全運動

3) 警察庁

- ・全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン
- ・警察庁ホームページによる広報啓発
- ・飲酒運転根絶チラシによる広報啓発
- ・飲酒運転を許さない社会環境づくり
- ・「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定
- ・飲酒運転取締りの強化
- ・行政処分の強化

4) 総務省

- ・都道府県、政令指定都市への通知の発出

5) 財務省

- ・飲酒運転の根絶に資する物品の設置等

6) 国税庁

- ・飲酒運転の根絶に資する物品の設置等
- ・国税庁ホームページによる周知・啓発
- ・広報ポスターによる周知・啓発
- ・所管する酒類業組合等への周知・啓発依頼

7) 文部科学省

- ・平成19年春の全国交通安全運動の実施について
- ・「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」、「自転車の安全利用の促進について」及び「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」の決定について
- ・平成19年秋の全国交通安全運動の実施について
- ・平成20年春の全国交通安全運動の実施について
- ・平成20年秋の全国交通安全運動の実施について

8) 厚生労働省

- ・飲酒運転の根絶に資する物品の設置等

9) 農林水産省

- ・年末年始における綱紀の厳正な保持について

10) 経済産業省

- ・関係団体に対する文書による協力依頼

#### 1 1 ) 国土交通省

- ・懲戒処分の実施
- ・「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施
- ・全国交通安全運動の実施
- ・飲酒運転根絶を考えるシンポジウム～公共交通機関ができること～の開催
- ・アルコール検知器の実態調査の実施
- ・飲酒運転根絶に向けた公共交通等の活用促進策に関する事例集等の作成
- ・飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策に関する調査研究の実施
- ・自動車運送事業者等に対する働きかけ
- ・「事業用自動車総合安全プラン2009」の策定
- ・「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定
- ・飲酒運転防止対策に係る調査・検討

#### 1 2 ) 防衛省

- ・防衛省交通安全業務計画
- ・防衛省交通安全運動（春、秋）
- ・厳正な規律の保持

上記のほか、各府省庁において、所属職員等に対して、文書の発出等による周知徹底、会議・研修等を通じた意識啓発、懲戒処分等を実施。

#### ( 3 ) 健康の増進等観点から、問題飲酒の抑制に取り組んでいるもの

##### 1 ) 人事院

- ・健康診断時における医師による指導

##### 2 ) 警察庁

- ・メール配信
- ・各種セミナー等
- ・集団保健指導
- ・スクリーニングテストの実施及び健康管理医による指導

##### 3 ) 法務省

- ・問題飲酒対象者に対する処遇プログラムの開発

##### 4 ) 国税庁

- ・適正飲酒の推進
- ・未成年飲酒防止対策の推進

##### 5 ) 厚生労働省

- ・職員の一般定期健康診断実施時における保健指導の実施
- ・アルコールシンポジウムの開催
- ・アルコール依存症臨床医等研修
- ・地域依存症対策推進モデル事業

##### 6 ) 人事院

- ・健康診断時における医師による指導

上記のように、既に一部において、アルコール依存症者に対する取組を中心として、飲酒に関する問題の程度に応じた対策への取組みが始められている。しかしながら、絶対数が多いと考えられるハイリスク飲酒者を幅広く対象として、減酒による対策を行う取組は十分であるとはいえず、更なる取組みが必要と考えられる。

## 第2節 既存の取組の分類

既存の飲酒運転対策の取組を、対象（ハイリスク飲酒者、アルコール依存症者等）に応じて以下の通り分類した。

「観点」欄の（１）～（３）はそれぞれ以下の通り

- （１）：「常習飲酒運転者対策の推進について」を踏まえ、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの
- （２）：「常習飲酒運転者対策の推進について」によらないものであって、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの
- （３）：健康の増進等観点から、ハイリスク飲酒の抑制に取り組んでいるもの

実施省庁	観点	施策名	【分類】		
			ローリスク飲酒者	ハイリスク飲酒者	アルコール依存症者
普及・啓発 ( ) 国民向け					
内閣府	( 1 )	ホームページを活用したアルコールが身体に及ぼす影響等についての広報啓発			
	( 2 )	第26回交通安全シンポジウム「なくそう！飲酒運転」の実施（H18d）			
	( 2 )	第27回交通安全シンポジウム「飲酒運転の根絶を目指して」家庭・職場・地域の果たす役割」の実施（H19d）			
	( 2 )	第29回交通安全シンポジウム「飲んだら、乗るまゝ、乗らずまゝ」～飲酒運転の根絶はあなたから～」の実施（H21d）			
	( 2 )	アルコールが心身に及ぼす影響や相談先を掲載したパンフレットの作成・配付（H19d）			
	( 2 )	全国交通安全運動の実施			
警察庁	( 2 )	全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン（H20d）			
	( 2 )	警察庁ホームページによる広報啓発			
	( 2 )	飲酒運転根絶チラシによる広報啓発			
国税庁	( 2 )	国税庁ホームページによる周知・啓発			
	( 2 )	広報ポスターによる周知・啓発			
	( 3 )	適正飲酒の推進			
	( 3 )	未成年飲酒防止対策の推進			
文部科学省	( 2 )	全国交通安全運動の実施（高校生に交通事故（飲酒運転などの危険運転を含む）の責任等を理解させることを周知）	-	-	-
厚生労働省	( 3 )	アルコールシンポジウムの開催			
国土交通省	( 2 )	全国交通安全運動の実施			
	( 2 )	飲酒運転根絶を考えるシンポジウム～公共交通機関ができること～の開催（H19d）			
( ) 職員向け					
複数省庁	( 2 )、( 3 )	飲酒運転根絶や健康管理に関する職員への周知、意識啓発（例：注意喚起文書の通知、ポスター・リーフレットの作成・配付、メール送信、パンフレットの配布、研修の実施等）			
警察庁	( 3 )	スクリーニングテストの実施及び健康管理医による指導			
厚生労働省	( 3 )	職員の一般定期健康診断実施時における保健指導の実施			
人事院	( 3 )	健康診断時における医師による指導			
複数省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、宮内庁、金融庁、公正取引委員会、警察庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省					
( ) 団体等に対する普及啓発の実施要請					
内閣府	( 1 )	酒類の製造・販売業者等の関係団体に対する要請			
	( 1 )	損害保険業界団体に対する要請			
警察庁	( 2 )	酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係団体等に対する要請			
国税庁	( 2 )、( 3 )	所管する酒類業組合等への周知・啓発依頼			
経済産業省	( 2 )	関係団体に対する飲酒運転根絶に向けた協力依頼			

調査研究					
内閣府	(1)	常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究（H20、21d）			
	(1)	海外における常習飲酒運転者対策の事例の調査（H20d）			
警察庁	(1)	常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究（処分者講習等の効果の検証と内容の改善）（H20、21d）	-		
法務省	(3)	問題飲酒対象者に対する処遇プログラムの開発（H21d） 飲酒に係る問題を改善するためのプログラムの開発を図る。			
国土交通省	(1)	アルコール・インターロック装置に関する技術課題検討のための調査（H18、19d）			
	(2)	アルコール検知器の実態調査の実施（H18d）			
	(2)	飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策に関する調査研究の実施（H20、21d）			
	(2)	飲酒運転防止対策に係る調査・検討（新たな飲酒運転防止技術の実用化のための検討）（H21d～）			
違反者対策の充実・強化					
警察庁	(1)	処分者講習等におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及・啓発 （アルコール依存症の危険性についての教育等）			
	(1)	飲酒学級の講習内容の充実	-		
	(2)	飲酒運転取締りの強化			
	(2)	行政処分の強化			
法務省	(1)	飲酒運転事犯受刑者に対する処遇の充実 飲酒問題に対応した処遇プログラムの開発・実施を図る。			
	(1)	飲酒運転事犯者に対する保護観察の実施 個別の問題性に応じた処遇を行う。			
国土交通省	(2)	「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、自動車運送事業者に対する行政処分を強化			
飲酒行動改善のための取り組み					
内閣府	(1)	アルコールに関する専門相談機関、専門医療機関の情報提供	-		
警察庁	(1)	アルコール依存症の専門相談機関等の情報提供			
厚生労働省	(1)	「節度ある適度な飲酒」のあり方等についての情報提供			
	(3)	アルコール依存症臨床医等研修			
	(3)	地域依存症対策推進モデル事業 （H21dより3カ年で実施予定）			
飲酒運転を予防するための環境整備 （ ）国民向け					
警察庁	(2)	「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定、実施			
	(2)	「ハンドルキーパー運動」普及への協力			
国土交通省	(2)	「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施			
	(2)	飲酒運転根絶に向けた公共交通等の活用促進策に関する事例集等の作成（H18、19d）			
	(2)	「事業用自動車総合安全プラン2009」の策定			
	(2)	自動車運送事業者等に対する働きかけ （事業者団体の作成するマニュアルの適切な実施、アルコール検知器の普及・適切な活用について指導）（H19d）			
	(2)	「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定、実施			
（ ）職員向け					
財務省	(2)	乗務前アルコール検知実施			
国税庁	(2)	乗務前アルコール検知実施			
厚生労働省	(2)	乗務前アルコール検知実施			

### 第3節 海外の対策について

#### (1) 米国

##### 1) 現状

米国において、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC: 単位を%とした場合)<sup>(14)</sup>で、乗用車 0.08%、商用車 0.04%、21歳以下 0.0%となっている。なお、罰則が強化される濃度は州によって異なる。

2007年の41,059人の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は15,387人。うち、BAC 0.08%以上であった交通事故による交通事故死亡者数は12,998人であった。

##### 2) DUI プログラム

米国における常習飲酒運転者対策は、州により様々である。DUIコート(飲酒運転専門簡易裁判所)を設置し、裁判所の判断として、教育プログラムへの参加や、アルコール・インターロック装置の装着、免許停止、などの措置が命じられる<sup>(15)</sup>。

また、2006年の米国厚生省調査ではアルコールのみを契機として治療施設に至った者(401,292人)の42.5%は裁判所又はDUIコートを契機としているとのこと<sup>(16)</sup>である。

DUIプログラムの方法は、州によって異なるが、例えば、カリフォルニア州では、DUIコートの指示に従い、州政府が認定した教育機関に、対象者が一定期間通い、その履修結果をDUIコートに提出する形となっている。

ユタ州では、スクリーニング及びアセスメントを実施した後、必要な者(アルコール依存症及び乱用)には、治療プログラムを行わせ、それ以外の者には、教育を行うこととなっている。

また、メリーランド州においては、アルコール薬物乱用を担当する部局の担当者がアセスメントを行ったのちに、希望者には、治療プログラムを受けさせている。

##### 3) アルコール・インターロック装置

全米50州のうち、47州において、例えば自動車を運転する場合に当該自動車へのインターロックの装着を義務づける等、何らかの形で、飲酒運転違反者に対するアルコール・インターロック装置を用いたプログラムが導入(又は導入が決定)されている<sup>(15)</sup>。

2008年時点での普及台数は146,000台<sup>(17)</sup>となっている。

##### 4) アルコール・インターロック装置の効果について

米国においては、アルコール・インターロック装置についての効果が検証されており、複数の論文で15~69%の飲酒運転を抑止するとされ、一つの論文では、飲酒運転を65%防止した、と報告している<sup>(18)(19)</sup>。

一方、装置を外したあとは、その効果は継続しないことも報告されており<sup>(19)(20)</sup>、教育・治療プログラムの必要性を指摘している。

(14) 血中アルコール濃度(BAC: Blood Alcohol Concentration): 血液中におけるアルコールが含まれる重量濃度のことをいい、諸外国における飲酒運転規制の基準としてもちいられている。単位は、(%)、(mg/ml=‰)等が用いられている。なお、我が国で用いられている呼気中アルコール濃度(BrAC: Breath Alcohol Concentration)は、2000倍異なり、例えば、呼気中アルコール濃度が0.15mg/lであるとした場合、対応する血中アルコール濃度は0.03%又は0.3mg/mlとされる。

(15) (社)日本自動車工業会資料(IRM調査結果)より

(16) National Admissions to Substance Abuse Treatment Services: Treatment Episode Data Set(TEDS) Highlights (2007)

(17) NHTSA: Ignition interlocks-What you need to know(2009)

(18) J. H. Coben, et al.: Effectiveness of Ignition Interlock Devices in Reducing Drunk Driving Recidivism, American Journal of Preventive Medicine, Vol.16, No.1S(1998)

(19) K. H. Beck, et al.: Effect of Ignition interlock License Restrictions on Drivers With Multiple Alcohol Offenses: A Randomized Trial in Maryland, American Journal of Public Health, Vol.89, No.11, p.1696-1700(1999)

(20) C. Willis, et al.: Alcohol ignition interlock programmes for reducing drink driving recidivism. Cochrane Database of Systematic Reviews(2004)

## (2) 豪州

### 1) 現況

豪州において、飲酒運転規制値は、血中アルコール濃度(BAC：単位を%とした場合)で、乗用車 0.05%、商用車 0.02%、となっている。

2005 年の交通事故死者数は 1,590 人であったが、飲酒運転死亡者数については、国全体としての統計は存在していない。

ヴィクトリア州においては、2004 年の交通死亡事故件数 312 件のうち、交通事故に関わった者のいずれかが飲酒をしていた死亡事故の件数は 65 件であった。

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、2004 年の交通死亡事故件数 458 件のうち、アルコールが関係する事故は、78 件であり、不明であるのが 58 件であった。

西オーストラリア州においては、2004 年の交通死亡事故件数 159 件のうち、運転手から基準値(0.05%)を超えるアルコールが検出された死亡事故の件数は 32 件であった。

### 2) DUI プログラム

豪州における、教育的プログラムは、州によって異なる。

例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、地域において民間により自主運営される初回違反者を対象とした講習会への参加が「裁判」に加味されることから、自主的に講習会に参加する者が多く、結果として、当該講習会が初犯者の再犯防止に寄与しているとされている。

2 回目以降の違反者については、ソーバードライバープログラムと呼ばれる、グループワーク、認知行動療法、個人面接からなるプログラムへの参加が義務づけられている。プログラムを修了した者の再度飲酒運転を行う割合は、未修了者のおよそ半分であったとのことである<sup>(21)</sup>。

また、アルコール・インターロック装置の装着による免許期間の短縮を希望する場合(任意)には、このプログラムへの参加とは別に、減酒(節酒)を促すドリンクレスプログラムへの参加を求められ、そのプログラムへ参加したことをもって、アルコール・インターロック装置の取付けが認められる。(参加した結果の評価は行わない。)

### 3) アルコール・インターロック装置

少なくとも、ヴィクトリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州、西オーストラリア州において導入されている。なお、ヴィクトリア州においては、すべての飲酒運転違反者に義務づけがなされている<sup>(13)</sup>。

### 4) ニュー・サウス・ウェールズ州における過去の取組みについて

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、パイロット事業として、1991 年～1994 年にかけて、飲酒運転違反者に対して、医療的アセスメント及び介入を病院において行い、その結果を当局に送付、当局担当者はその結果を踏まえ、適切と判断すれば、免許更新を認められ、適切でなければ、アセスメントを再度受ける、という制度を運用していた。

目的は、飲酒運転の抑止による道路交通の安全性向上、アルコール関連問題を抱える者への適切な処遇の提供及びアルコール関連問題への対応可能な医療スタッフの拡大とされていた。

しかしながら、1994 年、病院側から参加離脱の要請があったことにより、中止となっているが、このプロセスの中で、対象者が病院に対してアルコール関連問題を隠すようになったことなどが明らかになっている。そのため、医療機関における診断行為が、医療関係者からは「医療行為」であっても、処分対象者には「処分の一環」としてとらえられるという「わだかまり」があることをどのように解決するかが課題とされた。

## (3) 英国

### 1) 現状

英国において、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC：単位を%とした場合)で、0.08%と

(21) NSW Safe Driver Program : Evaluation Report, Sober Driver Program

なっている。

2007年の2,946人の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は460人であった。

## 2) DUI プログラム

違反者には参加が任意である、飲酒運転リハビリテーション(DDR)コースが用意されており、参加者は認証されたプログラムを提供している民間機関のプログラムに参加することとなっている。

2000年1月から、全国的に実施されているものである。

2000年4月～2002年3月までの間の結果をまとめた、評価報告書によれば、コース修了者とコース非修了者の間において、再犯率に2.6倍の差があるとされている<sup>(22)</sup>。

## 3) アルコール・インターロック装置

英国において、制度化されたアルコール・インターロック装置を用いたプログラムは現在存在していない。

しかしながら、2006年から、18ヶ月にわたり、アルコール・インターロック装置を用いたプログラムの検証がなされた。

## 4) アルコール・インターロック装置に関する検証実験について

検証実験の期間の内訳は、12ヶ月間の使用と取外し後6ヶ月後のフォローアップである。

アルコール・インターロック装置の使用に当たり、参加者への費用負担が一切発生しない形で行われた。

参加者はDDRコース修了者を対象として自薦で応募した者を対象に実施され、アルコール・インターロック装置を用いたプログラムは89名、コントロール群は94名に無作為に振り分けられた。なお、期間中、アルコール・インターロック装置を用いた群は39名が脱落している。

プログラムの結果、アルコール・インターロック装置を用いたプログラムでは問題飲酒の解決には至らなかったとされる。

また、インターロック・プログラムは、それ自体としては、深く染み付いた飲酒の習慣に対して根本的かつ永続的な影響を及ぼす可能性は少ないとされるが、実験に参加した多くの者は、インターロックは飲酒習慣を変更する助けとなり、飲酒行動の変化を促進するきっかけと手段を提供すると考えている。

ただし、通常は、さらに、継続的なカウンセリングなどが飲酒行動の変化のために必要な支援であるとしている<sup>(23)</sup>。

## (4) フランス

### 1) 現状

フランスにおいて、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC：単位を%とした場合)で0.05% (パスを除く。)となっている。パスに対する規制値は0.02%である。なお、0.08%を超えると、罰則が強化される。

2006年の交通事故死者数は4,709人であった。なお、ここ数年の死亡者数の30-35%が飲酒運転によるものとされる。

### 2) アルコール・インターロック装置

検察官の管理の下で、制裁の代替措置として任意のアルコール・インターロック・プログラムを道路安全協会が実施している(期間は6ヶ月間)<sup>(24)</sup>。

(22) DfT, UK: Monitoring the nationwide expansion of DfT's drink/drive rehabilitation scheme

(23) D.J. Beirness, et al.: Road Safety Research Report No.88, An Investigation of the Usefulness the Acceptability and Impact on Lifestyle of Alcohol ignition Interlocks in Drink-Driving Offenders(2008)

(24) 第9回国際インターロックシンポジウム資料(2009)

## (5) ドイツ

### 1) 現状

ドイツにおいて、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC：単位を%とした場合)で、0.05%となっている。

2007年の5,076人の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は599人であった。

### 2) 飲酒運転違反者向け制度

リスクの高い違反者(呼気中アルコール濃度0.8mg/l以上が一度または0.25mg/l以上が二度)に対しては、医学的・心理学的検査(民間認定事業者による実施)の受検を義務付けている。

その結果、アルコール関連問題が軽く、運転適正の要件を満たすとされた者(飲酒と運転の分離ができる者)に対しては、手続きを経て免許証の再交付が行われる。

それ以外の者に対しても診断の程度に応じて、禁酒治療、節酒、心理治療中心の再教育等が施される<sup>(25)(26)</sup>。

### 3) アルコール・インターロック装置

ドイツにおいては、アルコール・インターロック装置に関するものは、制度化されていないが、商用車等に対する検証実験が実施された。

## (6) スウェーデン

### 1) 現状

スウェーデンにおいて、飲酒運転規定値は血中アルコール濃度(BAC：単位を%とした場合)で、0.02%となっている。

2004年の480人の交通事故死者数のうち、飲酒による交通事故死者数は全交通事故死者数の約25~30%となっている。

他の国よりも、基準値が低いこと、街頭検査が多いことが特徴として挙げられる。

### 2) アルコール・インターロック・プログラムについて

2005年3月末までに、延べ900人の飲酒運転違反者が国の提供するアルコール・インターロック・プログラムに参加している。しかしながら、参加者の3分の1が途中で脱落している。

プログラムの期間は2年間で、医学的サポートと定期的な検査が含まれている。プログラムへの参加に係る費用については、一部の低所得者を除き、4,000~5,000ユーロの自己負担となっている<sup>(15)</sup>。

### 3) 事業用自動車、政府公用車等へのアルコール・インターロック装置の装備

2004年に、2005年以降に政府が調達する全公用車にアルコール・インターロック装置を装備することを決定している。

2007年以降、道路局との契約で使用する道路維持管理車等一定のトラックにアルコール・インターロック装置の装備を義務付けている<sup>(24)</sup>。

### 4) アルコール・インターロック装置

2008年現在、約33,000台のアルコール・インターロック装置が使用されている。

当初進めていた乗用車への2012年からのアルコール・インターロック装置の装備義務化等の方針については、一部変更し、EUの中における基準調和を重視して議論して進めていくこととし、国連及び欧州委員会等の関係委員会に議題を提出していたが、取り下げた。

(25) 岡村和子、シュミット-アレント、S.-B.: ドイツにおける運転者リハビリテーションの概要、交通心理学研究、Vol.21, p.29-39(2005)

(26) 岡村和子、シュミット-アレント、S.-B.: ドイツの飲酒運転者対策-医学的・心理学的検査における運転適性の判定基準-、交通心理学研究、Vol.24, p.25-32(2008)